

令和7年 1月 28日

お客さま各位

佐賀東信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

2021年6月に政府が公表した「成長戦略実行計画」では、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれ、全国銀行協会ではこのことを受けて「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数ゼロにすること」を目標とする自主行動計画を策定しております。

これらの社会要請や近年の当組合における口座開設状況を踏まえ、このたび「手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組み」として、下記のとおり実施させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

今後も、より一層のサービス、利便性の向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日

令和7年4月1日（火）受付分より

2. 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組み

（1）当座預金（当座貸越含む）の新規口座開設の受付停止

当組合における当座預金の新規口座開設の受付を停止します。

なお、既に当座預金口座をお持ちのお客様については、引続きご利用いただけます。

（2）令和9年4月以降の手形期日の手形・小切手の取立受付停止

令和9年4月以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。

該当の手形等を既にお持ちのお客様で、代金取立をご希望される場合は、令和7年3月31日（月）までにお取引店にお持ち込みください。また、令和7年4月1日（火）以降に、手形期日が令和9年4月以降の手形を受入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店でのご入金手続きいただきますようお願い申し上げます。

以上



佐賀東信用組合